

山科本願寺に関する一考察

山本 朋輝

(丸田 博之ゼミ)

目次

- はじめに
- 第1章 蓮如の活動と山科本願寺の建立
- 第2章 山科本願寺建立の問題点
 - 第1節 山科選定の理由
 - 第2節 本願寺の再建が可能であった理由
- 第3章 山科郷民との関わり
 - 第1節 山科七郷
 - 第2節 山科郷民と本願寺
 - 第3節 山科郷民と朝廷
- 第4章 山科本願寺と寺内町
 - 第1節 創建当初の山科本願寺
 - 第2節 寺内町の様相
- おわりに

はじめに

本論で取り上げるのは、室町時代に浄土真宗本願寺派第8世蓮如により建立された「山科本願寺」である。山科本願寺は、「寛正の法難」により京都東山の大本願寺を破却された蓮如が再び京都に戻り再建した寺院のことである。江戸時代などに製作された絵図では、三重の土塁と堀で囲まれた三重構造の環濠城塞都市としても知られており、『経厚法印日記』では「山科本願寺ノ城ヲワルトテ」⁽¹⁾と記載されていることから、「城」と認識されていたことが考えられる。また、公家鷲尾隆康の日記『二水記』には、

富貴に及び、栄華を誇る。寺中広大無辺にして、荘厳さながら仏国のごとしと云々、在家又洛中に異ならざるなり、おのおの富貴、仍て家々の嗜み、随分の美麗と云々⁽²⁾

と絶賛していることから、壮大で厳かな様相であったことが窺える。

山科本願寺についての研究としては、発掘調査

報告が主たるものである。初めて調査が行われたのは、1962年の新幹線敷設による遺構の発見であり、以後今日まで20数回にわたって行われている。しかし、発掘された遺構の中には、発掘調査終了後に破壊され、現存していない物も存在する。

また本願寺について、真宗史の立場から、草野顕之『戦国期本願寺教団史の研究』⁽³⁾や長沼賢海『蓮如上人に就いて』⁽⁴⁾の研究があり、山科の地域に関した研究としては、田端泰子『戦国期の山科家と山科七郷』⁽⁵⁾や原田正俊『戦国期の山科郷民と山科本願寺・朝廷』⁽⁶⁾などが先行研究として挙げられる。

しかし、発掘調査報告が主であることに変わりはなく、特に近年、山科本願寺や山科郷民に関連した研究がなされていないことに興味を惹かれたのが、今回、本稿がこの山科本願寺をテーマにした理由である。本稿では、草野氏をはじめとする山科本願寺に関わる先行研究に学び、蓮如について多くの研究者が使用している歴史史料「御文(御文章)」や山科郷民との関わりで重要な『山科家礼記』などを使用しながら事例を分析し、山科本願寺の様相や山科選定、郷民との関わりについて考察していく。

第1章 蓮如の活動と山科本願寺の建立

山科本願寺を建立する前の蓮如の活動としては、寛正の法難によって大本願寺を失った後、比叡山延暦寺の膝下である近江各地などを転々としながら「教化活動」を行っていたことが知られている。そして文明元年(1469)には、三井寺南別所近松寺のそばに堂舎を建て、親鸞聖人の御影を安置した。三井寺は比叡山延暦寺と対立関係にあり、近江においては唯一比叡山延暦寺が手出しのできない寺院であった。御影を安置できたことで、延暦寺勢力の強い近江を離れ、新天地を求めて北

陸の吉崎に進出することとなったのである。なぜ北陸だったのか、吉崎であったのかについてはさまざまな説があるが、通説では、蓮如が若い頃に弟子入りした経覚が、信頼できる蓮如に莊園の管理を任せるため吉崎を譲ったとされている。⁽⁷⁾

このような経緯で吉崎を活動の拠点とした蓮如は、吉崎で4年間教化活動を行う。その間に、本願寺の伝統ともなることを次々と創始するのである。その内容は、

第一に本尊としての墨書六字名号の下付、第二に『御文』による教化、第三に寄合（講）の形成、第四に正信偈・和讃による声明の統一⁽⁸⁾

といった4点である。蓮如の生涯で最も輝いていた時期であり、蓮如独自の教化活動は高く評価されていた。

こうした蓮如の活動により、北陸での支持を獲得し、吉崎へと参詣する人々や門徒が急増することとなる。しかし同時に、急速に拡大する蓮如教団を警戒した在地の諸勢力などとの新たな軋轢を生むことにもなる。このことを危惧し、吉崎に集まった人々は、次第に外敵から街を守るための要害を作り出すようになった。また、隣国である加賀国でも本願寺門徒と富樫政親が一度は利害が一致し連合軍として武装蜂起したが、富樫政親が加賀国守護に就くと本願寺門徒の勢力に危機感を抱くようになり、対立するようになる。そしてこの対立は、やがて加賀一向一揆へと発展する。こうした中、蓮如は密かに吉崎を離れる。文明7年（1475）8月下旬に小舟で日本海を渡り、若狭の小浜に辿り着いたのであった。⁽⁹⁾

さらに蓮如は、丹波路を経て摂津国に入り、河内国の出口で落ち着いた。出口では門弟の石見入道光善が蓮如を迎えている。こうして、しばらくは河内国や摂津国などの畿内で教科活動に勤んでおり、文明8年（1476）には摂津国の堺や富田に坊舎を建立している。

畿内へと戻ってきた蓮如にとって最も気掛かりであったのは、三井寺に預けている親鸞聖人の御影を安置する新たな坊舎の建立すなわち本願寺の再建であった。蓮如は御影を吉崎には運ばなかったし、一時的に滞在している出口や新たに建立した堺、富田の坊舎にも移そうとはしていない。寛正の法難で大本願寺を破却されて以降の本願寺は、言わば閉

店状態であり、三井寺にしても御影の預け先として認識していたとされる。というのも、蓮如は吉崎で活動していた時に書かれた『御文』の中で、本願寺のあるべき場所について間接的にはあるが言及している。それは、北陸で門弟に法恩房蓮慶という法名を与えた時に、法名の由来を述べた後、

又京都ハ本来本所タルカユヘニ、コヽニテウル所ノ信心ハ、ミナモト京都聖人ノ御恩ナルカユヘニ、トラク京都ノ御恩ヲ悦フ道理ニモカナフヘキ歟⁽¹⁰⁾

とあり、京都が浄土真宗の本来的な「本所」であり、北陸で得た信心の根源は、京都の親鸞聖人の御恩でもある。したがって、遠く京都のご恩を悦ぶべきである、と主張しているのである。この一文から、蓮如が浄土真宗における信心の根源を京都という場所に求めており、京都に本願寺があるべきことの必然性が理解できる。蓮如は、親鸞聖人の御影堂すなわち本願寺は京都に建てるべきであると考えていたのである。吉崎や摂津国・河内国には御影堂を建立せずに、北陸や畿内で教化活動に勤しむことで信者を増やし、本願寺の再建時期を見極めていたのではないかと考えられる。そして、本願寺の再建の地として選ばれたのが京都山科の野村であった。『御文』に、

文明十歳初春下旬之比ヨリ、河内国茨田郡中振郷山本之内出口村里ヨリ、当国宇治郡山科郷之内野村柴ノ庵ニ、昨日今日ト打過行程ニ、ハヤウラ盆ニモナリニケリ⁽¹¹⁾

と記されているように、文明10年（1478）正月下旬にそれまで2年半居住していた河内国出口から山科に移り住み、「柴の庵」に住みながら本願寺再建に取り掛かった。そうして、約5年の歳月をかけて御影堂・阿弥陀堂の両堂やその他の堂舎などを建立し、念願だった京都での本願寺再建を達成するわけである。

第2章 山科本願寺建立の問題点

ところで、山科に本願寺が建立されることに関しては、次の二つの点が問題として浮かび上がる。まず第一に、山科は京都と同じ山城国ではあるが、当時の概念でいえば、少なくとも「洛中」ではなく「洛外」であり、この地を京都と呼べるか

山科本願寺に関する一考察

は定かではないという点である。第二に、蓮如はもともと京都東山の太谷本願寺で住職をしていたわけであり、それが比叡山勢力によって焼き討ちに遭っている。このような比叡山勢力による本願寺弾圧という歴史があったにも関わらず、何故、山科という土地に本願寺を建立することが可能であったのかという点である。この2つの点について、以下節に分けて述べていくことにする。

第1節 山科選定の理由

なぜ、京都の「洛外」である山科を蓮如が選定したのか。

本願寺に伝承的に伝えられている『蓮如上人一語記』に、

一、前々住上人、善ノ事ヲ仰ラレ候シ。イマタ野村殿御坊、ソノ沙汰モナキトキ、神無森ヲトヨリ国へ下向ノトキ、輿ヨリオリラレ候テ、野村殿ノ方ヲサシテ、コトヲヨリニテ仏法カヒラケ申スヘシト申サレ候シ。人々、コレハ年ヨリテカヤウノコトヲ申サレ候カト申ケレハ、終ニ御坊御建立ニテ御繁昌候、不思議ノコト、仰ラレ候キ。又善ハ法然ノ化身也、世上ニ人申ルト同仰ラ候キ。カノ住生ハ八月廿五日ニテ候。⁽¹²⁾

と記されている。これは、山科本願寺がまだ完成していない頃に、蓮如の門弟で近江金森の道西(善徒)が神無森を通して近江への帰路へとついていた時、輿から降りて「野村殿御坊」つまり山科本願寺が後に建立される場所を指差し、ここで仏法を開けると予言したのである。

この様に本願寺には金森の道西が山科を勧めた伝承が残っているのであるが、この記録はあくまで伝承であり、事実かどうかは判断できない事例である。

次に、問題となる「洛外」の山科を京都と呼べるのかということについてだが、文明15年(1483)の『御文』には、

一、京都本願寺御影前へ参詣申ス身ナリト云テ、イカナル人ノ中トモイハス、大道大路ニテモ開渡ノ船中ニテモハ、カラス、仏法方ノコトヲ人ニ顕露ニ沙汰スルコト、大ナルアヤマリナリ。⁽¹³⁾

と記されている。これは、完成した山科本願寺のことを指しており、蓮如はその山科本願寺を「京都本願寺」と称していたことがわかる。当時の人々が山科のことを京都と呼称していなくても、蓮如あるいは門徒たちは、山科=京都と認識していたのではないかと考えられる。

では、山科が京都であると蓮如らに認識されていたとして、「洛中」あるいは「洛中に接する地域」は山科以外の三方にも存在しているにもかかわらず、なぜ東方に位置する山科が選定されたのであろうか。この点に関しては、『戦国期本願寺教団史の研究』において草野氏が早島有毅氏から教示を受けており、その一文を抜粋すると、

本願寺は西方浄土の阿弥陀如来を礼拝するので、通常、御影堂や阿弥陀堂は東面して建てられることとなる。東方にある山科に建立された時のみ、京都東山の太谷を礼拝する形をとることができるのである。⁽¹⁴⁾

とある。ただ、それほどまでに太谷本願寺に対する強い意識があったのであれば、太谷での再建はできなかったのかという疑問も同時に湧いてくる。そこで、太谷に戻れなかった理由として、一つには、応仁の乱後に本願寺再建に取り掛かっている状況に鑑みると、すぐには太谷で本願寺を再建できなかったか、又は再建に時間がかかってしまうからなのではないか。いま一つは、やはり一度破却されている太谷で再建する事により、再び比叡山延暦寺勢力に敵対されるのを警戒していたからではないかということが考えられる。しかしながら、これらに関しては確固たる証左がないため現段階では推測の域を出るものではない。

第2節 本願寺の再建が可能であった理由

次に第二の問題として取り上げた、京都(山科)において本願寺再建が可能であった理由について述べていく。

寛正の法難後に延暦寺は蓮如に対して隠居と長子順如の廃嫡を条件とした和議を結んでいた。これは、特に朝廷や幕府との繋がりのある順如が後継者となれば、その後ろ盾で本願寺が再興してしまう事を恐れていたのである。しかし、蓮如が北陸へと出向いたことや三井寺との交渉で親鸞聖人の御影を安置することができた事により、廃嫡の

件は有耶無耶となったのである。そして、『蓮如上人仰条々』では次のように記録されている。

一、順如上人願成就院蓮乘兄実名光助法印本願寺住持十年ハカリ御持候歟、蓮如上人御存生ノ間也。大津顕証寺開山也。蓮如上人ハ仏法方斗被仰候時、順如ハ住持分ニテ世上ノ儀万御扱候シ事也。依病氣酒ヲ不断御用候シ間、早生候。四十二歳也。禁裏ノ御事、武家將軍ノ事而已御扱候シ事也。⁽¹⁵⁾

このように、廢嫡の条件で延暦寺と和議を結んでいたはずが、順如は本願寺住持を10年ほど務めていたことがわかる。また、蓮如は仏法方を、順如は住持として役割分担をしていたことになる。しかしながら、順如は文明15年(1483)に42歳という若さで亡くなっており、少なくとも文明5年(1473)頃には本願寺住持に就任していなければならない。このことから、蓮如は山科本願寺の建立を計画する文明10年(1478)には、表向き隠居という形をとり、本願寺住持を順如に任せていたことになる。

この順如という人物がどのような活動をしていたのかについては、先の史料でも「禁裏ノ御事、武家將軍ノ事而已御扱候シ事也。」と記されていたように、朝廷や幕府との交渉役を担っていたとされている。さらに『天正三年記』には、

其頃願成就殿順如光助法印依勅号上人東山殿へ細々御參の事にて候、或時慈照院殿御内衆へ被仰事ニハ、今の本願寺ハ身つきうつくしき仁也と人々申、見度事也と被仰候を、大館を始として奉公衆二、三人被申事には、參上之時御酒の上にはたかになして、御覽すへきよしを各被申候に、⁽¹⁶⁾

と記されている。特に室町幕府との関係を強めており、將軍足利義政の居住する東山殿を訪れていたのである。そこで、身体の美しい男性だった順如は、裸踊りを強要されるなどの相当屈辱的な扱いを受けていたが、順如は断ることなく見事に舞うことで絶賛されたという。このことから、順如は幕府と本願寺の関係を保つために努めていたのではないかと思われる。

一方で表向き隠居という形であった蓮如は、本願寺再建にのみ取り組んでいた訳ではなく、文明

12年(1480)に御影堂を建立し、三井寺に預けていた親鸞聖人の御影を移して11月に報恩講を営んだ直後に『御文』で、

既ニハヤ御影堂建立ストイヘトモ、ナヲ事モツキセス。アハレトテモノコトナラハ、予存之内ニ阿弥陀堂一字ヲ、セメテ如形柱立ハカリナリトモ、建立セハヤトオモフナリ。ソノユヘハイカントイフニ、仰当寺之事ハ忝モ龜山院伏見院両御代ヨリ勅願所之宣ヲカウフリテ、異于他在所ナリ。シカル間、本堂トテ其形ナケレハ無所詮。此ユヘニシキリニ建立之志フカクモヨホス処ナリ。⁽¹⁷⁾

と記されており、阿弥陀堂の建立にも意欲をみせている。そして、その理由を「仰当寺之事ハ忝モ龜山院伏見院両御代ヨリ勅願所之宣ヲカウフリテ、異于他在所ナリ。」としているところが注目される。

何故かと言えば、蓮如はそれまで本願寺の歴史について触れることはなかったが、ここではじめて本願寺が龜山天皇・伏見天皇から勅願所に指定された特別な寺院であるという由来を述べている。さらに、『御湯殿上日記』の文明12年(1480)9月28日条には、

ほんくわん寺とりたてらるゝにより。御ほうかに御かうはこいたさるゝ。みん部卿御つかゝる⁽¹⁸⁾

という記事が見える。これは、山科本願寺を蓮如が建立したことで、天皇から奉賀として香箱を贈与されているのである。

これらのことから、京都(山科)において本願寺再建が可能であった理由として、一つには蓮如の長子順如が本願寺の住持となり、権力の頂点である朝廷や幕府との交渉役を担い、屈辱的なことでも受け入れることで、社会的に存在を認知させていたのであり、一方で蓮如は、朝廷に対して本願寺はもともと龜山天皇・伏見天皇の勅願所であったという事実を宣伝し、再建を祝した香箱を贈与されるほどの関係性を築いていたことが挙げられるであろう。そうして、比叡山延暦寺にとっても影響力のある強大な両権力に取り入ったことで、延暦寺は安易に手出しができなくなり、本願寺再建が可能であったのではないかと考えられる。

第3章 山科郷民との関わり

本願寺再建の地として選定された山科は京都の東郊で、三方を山に囲まれた山科盆地と呼称され、北陸や東方地域から京に入る人々の重要な通過点であり、古くから政治や経済の変動の波を強く受ける土地でもあった。中世後期には、惣郷が発達したことで山科七郷という独自の自治組織を郷民が作り出し、農民闘争の活発な地域へと変貌していった。守護への対抗や徳政一揆などの中世社会の民衆の力を提示していた土地でもある。そして、蓮如が文明10年(1478)に、本願寺再建の土地として選定し、山科本願寺を建立したのは上で述べた通りである。天文元年(1532)細川晴元・六角定頼・日蓮宗徒の連合軍に焼き討ちされるまでの半世紀にわたり、山科は真宗門徒の中心地となっていたのである。

ところで、山科本願寺の成立過程として通説のひとつとなっているものに、長沼賢海氏の研究がある。長沼氏によれば、山科郷民である海老名という人物が蓮如に帰依し、寺地として選定された山科野村を寄進していることから、同地の領主三宝院に承認されたのである。これに対して、牧野信之助⁽¹⁹⁾・橋川正⁽²⁰⁾の両氏は山科野村の地は三宝院よりも園城寺(三井寺)が領主であると主張し、蓮如と園城寺との関係から山科に本願寺が建立されたとして、長沼氏を批判している。しかし、山科野村の地子が三宝院に後々まで納められていることから、長沼氏の見解が正しいとされている。⁽²¹⁾

そこで、本章では山科七郷がどのような自治組織であったのかを第1節で述べ、第2節では山科郷民と本願寺の関わりについて、また第3節では山科七郷が朝廷とも関わりを持っていたことからその関係性についても述べていく。

第1節 山科七郷

中世後期の山科は先述したように、山科七郷という独自の組織で自治体運営を行っていた。では、この「山科七郷」という言葉は、いつ頃から文献の上で確認できるのかというと、『園城寺文書』中の観応頃(14世紀半ば)と考えられる年月日未詳「園城寺申状」に、「山科七郷」という言葉が出てきており、その文書内で園城寺の衆徒に忠節を尽くすべしと記されている。⁽²²⁾ この一文により本章の冒頭で述べた牧田氏・橋川氏の説、すなわち園城寺と蓮如との関係性や園城寺が山科野村の領主であるとされることから、長沼氏の見解への批判の根拠となるわけであるが、『園城寺文書』でみられる「山科七郷」は文言のみであり、その惣郷がどのように構成されているのか、本稿で述べている「山科七郷」に該当するのか、内実がはっきりとしていないため長沼氏の見解への批判には不十分である。むしろ先述したように、野村の地子が後々まで三宝院に納められていることから長沼氏の見解に賛同すべきかと思う。

なお、「山科七郷」の内部の構成などを詳しく記した文書としては、『山科家礼記』応仁2年6月15日条の記事が挙げられる。⁽²³⁾

表1 『山科家礼記』応仁2年6月15日条 参考

| 本郷 | 組郷 |
|------------|-----------------------|
| 野村(三宝院) | |
| 大宅里(山科家知行) | 南木辻(々) |
| 西山(三宝院) | 大塚(聖護院) |
| 北花山(青蓮院) | 下花山(本郷と々)、上花山(下司ヒルタ) |
| 御陵(陰陽頭在盛) | 厨子奥(花頂護法院) |
| 安祥寺(勸修寺門跡) | 上野(上野門跡)、四宮河原(北山竹内門跡) |
| 音羽(清閑寺) | 小山(本郷と々)、竹鼻(清閑寺) |

山科七郷とは、16からなる村を7つの本郷が仕切り、その下に組郷が組まれることで成り立っていた。また、括弧内は領主関係を示しており、複雑に領主関係が入り乱れていることがわかる。野村は現在の東野と西野を合わせた地域で、山科の中心部を占める大きな村だったことから、一村で一郷を形成していたとされる。その他は、近接する村同士が2つないし3つ、寄り集まり一郷を形成していたのである。領主関係は違うが、地縁による自治体組織が山科七郷なのである。この土地を名字とする山科家は、大宅を中心に強い影響力を持ち、また山科家が内蔵頭兼御厨子所別当であることから郷内の率分関や竹供御人への支配を通じて、七郷全体をコントロールし、郷内の要求を受ける窓口でもあった。⁽²⁴⁾ 山科家に次いで影響力を持っていたのは、山科の中心部である野村の領主醍醐寺三宝院で地頭職も有していた。

こうして形成された山科七郷は、次第に農民闘争の活発な地域へと変貌していく。享徳3年(1454)の徳政一揆⁽²⁵⁾をはじめとし、長祿元年(1457)の京中の徳政一揆に同心したり⁽²⁶⁾、寛正4年(1468)には徳政一揆の首謀者として竹鼻の「彦三郎」「井本」が幕府より闕所とされたりしている⁽²⁷⁾。また文明12年(1480)の禁裏普請人夫役に対して、人夫役を出すことに抵抗し⁽²⁸⁾、人員削減を郷中で決めている。何よりも郷民が強く反発するのは、武家や守護の七郷入部に対してであり、著名なものに文明9年(1477)の武田被官の足軽との争い⁽²⁹⁾や明応7年(1498)の細川政元の家臣で山城国下五郡の守護代である香西元長の七郷入部を拒む争いがある。香西元長と山科七郷が衝突したことに関して、『言国卿記』明応7年11月17日条では次のような記述がなされている。

一、今日早々ヨリ殘役共沙汰之、山科七郷ヨリ申注進之儀、以勾当申入之、然間御文可申出由、申入之心之由也、其後阿茶同道退出畢、女房奉書如此申出畢、かうさいのまた六山しなへ又おりかミを入候て、とかく□候はん、いせんむろまちとのへ申され候て、□たしをかれ候つる事にて候、いかゝ之事やらん、」ことにかのかう人とも、この御所の御けいこいたし候事にて候、ふ行にそれよりつけ

られ候て、ほうしよを申され候へく候よし申とて候、かしく、

一、七郷者^{オトナ}三人注進上、然間先去年分セイサツ□被出之由、奉行飯尾筑前守申、則札■板奉行へ遣之、セイサツヲ申、則書出了、⁽³⁰⁾

これによれば、山科七郷は禁裏警固役を勤める在所であることから守護代入部について山科家を通じて禁裏に申し出ており、その返答として後土御門天皇は女房奉書で入部停止を仰せられた。また、幕府奉行人にも同様に申し出を行なっている。そして、『言国卿記』明応7年11月30日条では、

□今日□□□□□被來了、

一、早旦□源藏主□□了、

一、自七郷□□□□□書共如此、飯尾筑前守書出、」アヒ判スル也、前信濃守加判、

一、此方へ被成之奉書如此、タテ昏也、

山城國宇治郡山科七郷并竹鼻等事、於自然之儀者、就致 禁中警固、反錢・諸公事・臨時課役・守護役人夫以下、爲先々免除地之上者、被停止使者入部之旨、去年既被成奉書之處、近日可收納年貢五分之一之段、有相觸之輩云々、早任度々御成敗、退押妨之族、可專公役之旨、可令加下知給之由、所被仰下也、仍執達如件、

明應七年十一月卅日 筑前守^{在判}

山科中納言家雜掌⁽³¹⁾

と記述されており、山科七郷が申し立てしていた守護代入部停止の幕府奉行人奉書を得ている。また山科家宛に筑前守である飯尾種貞が「山科七郷は、禁中警固をなすため諸役免除地」とし、入部停止の旨を伝えているのである。

こうした山科七郷の行動は、七郷の寄合で多数決により決定されていた。各郷はおとなー地下の者という階級層はあるものの対等な郷民の連合体として存在し、一揆への参加などは七郷のおとな層が意思決定することにより実施されていた。また『山科家礼記』によると各郷のおとな層の構成は、老衆・中老・若衆と区別されおり、中でも山科家領地である大宅郷の様相は鮮明に記録され、構成員は全体で約50人程であったとされている。そして、公家である山科家は、山科の人々が農業だけでなく商人的側面を持っていたことから、京

山科本願寺に関する一考察

都市中での商売をすることを認める「商売入札」を発行しており、商売を認める代わりに公事銭を徴収していたのである。⁽³²⁾

このように、山科七郷という自治体組織を運用し、山科家を通じて朝廷や幕府と関わっていた山科郷民であるが、一方、守護代が入部することを拒否したり、足軽と争いを起こしたりと、山科郷民にとって武家や幕府は反発する要因であったのにも関わらず、同様に自分たちの敵対勢力が存在する可能性がある本願寺と、どのような関係を保っていたのかについて次節では述べることにする。

第2節 山科郷民と本願寺

蓮如は大谷本願寺を破却されて以降、近江国や越前国吉崎・河内国など、居所を移していたが、北陸や畿内へ移動する際に山科を通過することになるため、蓮如と山科郷民との接触は山科本願寺建立以前からあったであろうことが考えられる。また、浄土系仏教との関わりとして、了源によって興正寺（後の佛光寺）が山科に建立されていたことから、山科本願寺建立以前から念仏の種は蒔かれていたことも想定される。なによりも海老名氏が蓮如に帰依し、野村の地を寄進していることが布教活動が行われていたことの根拠といえよう。しかし、自治意識の強い山科郷民が野村を寄進することに関与していないとは考えられない。一例を挙げると、後に日野富子の外護を受け発展する香水寺が応仁2年（1468）承泰蔵主に与えられる際に、幕府の奉書が出ているのにも関わらず、山科・小山の地下人たちは、

- 一、香水寺請取ニトテ泰蔵主使來、此方ヨリ弥五郎・弥六・明俊遣、然處小山地下人數十人出合、藏主使此方使押留候、上意如此之子細色々藏主使被申、小山面々申様ハ上意之儀無餘儀、然共谷中事七郷トシテ談合アル子細候之間、一言七郷之ヨリアイナクシテハ不可叶之由申、使返候也、⁽³³⁾

と記述されており、小山の地下人たちが七郷での談合がなければ、寺を渡すことについては容認し難いと述べている。この一例をみてもわかるように、本願寺の山科進出にあたり、三宝院だけでなく山科七郷の有力郷民の間でも合意が必要であ

り、何らかの容認する条件があったため進出できたのだと考えられる。

この条件ということに関してだが、山科七郷の談合や『御文』などに記されていないため正確な実体は掴めていないのが現状であり、ここからは自治体意識の強い山科郷民がなぜ本願寺を受け入れたのかについて客観的な史料を元に考察していく。

そこで考えられる要因は、土地条件である。京都には嵯峨野・化野・紫野・高野などの「野」という文字がつく地名が残されている。このような「野」というのは、京都では鳥辺野や化野など風葬などの墓所であったとされ、扇状地や段丘、または土地が高く水が引けないため不毛な土地を示していたとされている。そして山科は、この「野」という文字がつく地名がいくつかあり、現在でも残っている地名は東野・西野・栗栖野・小野・上野である。図1は明治中頃の山科の水田範囲を表しており、山科の中央や本願寺が建立されていた野村（現在地名：西野）は、明治期になっても水田開発が行われていなかったことがわかる。また、同図は発掘調査などを元にした山科本願寺と寺内町の範囲を示している。

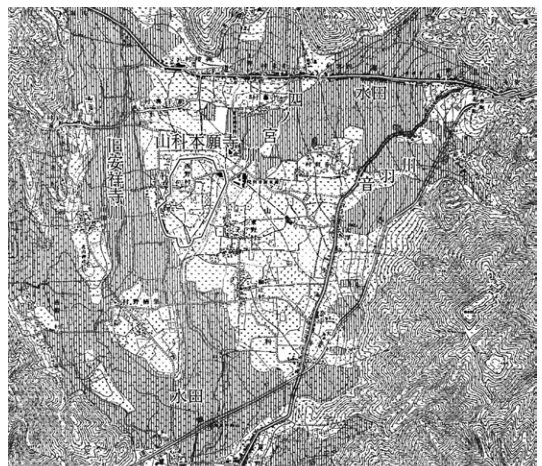


図1 明治期の山科の水田⁽³⁵⁾

では野村の地に本願寺が建立されたことで、そこに住む郷民たちは強制移転や本願寺の一部として村を吸収されたのかということ、野村の中心部（居住区）は山科本願寺の北西付近から少し離れたところであるとされており、伏流水が湧き出る生活適地であった。⁽³⁴⁾ そのようなことから、山科

本願寺は伏流水が得られる生活適地を避けた場所に建立されており、郷民たちの生活基盤である水田も守られていることから、自治意識の強い山科郷民の生活に悪影響を及ぼさないため、利用価値の低い不毛な土地を造営地点として選定することで、郷民たちからの許可が得られたのではないかと考えられるのである。

次に蓮如の影響により帰依し、後に山科で最初の本願寺末寺・西宗寺を開く海老名氏のように、山科郷民がどれだけ影響されていたのかについて述べていく。先述したように、海老名氏は西宗寺を開くことになるのだが、一族のほとんどが門徒化し、証如期には側近として本願寺を支えていた。本願寺が山科を退去してからは、山科本願寺跡地は西宗寺・海老名一族によって管理されていたのである。また、蓮如隠居の地である山科本願寺南殿の造営には、音羽の中川勘解由・粟津左衛門尉元道や野村の土橋駿河守・海老名五郎左衛門が尽力したという。⁽³⁶⁾そして、この南殿跡地は天文5年(1536)に粟津左衛門尉元道が拝領し、光照寺を建立している。⁽³⁷⁾粟津氏は当初、山科郷民の1人として禁裏に出仕していたが、本願寺に尽力するようになり、東西本願寺分派のときには、教如の側近として東本願寺坊官となっている。東本願寺坊官となったことで、光照寺を中川氏の養子が相続しており、粟津氏・中川氏は門徒化している。

そのほかの山科郷民たちは、図2にあるように山科家領や醍醐三寶院領・青蓮院領などを除いた地域、主に本願寺が建立された野村を中心に真宗寺院(本願寺末寺)が広がっているのとともに、四ノ宮・音羽・東野・柳辻・勤修寺と近江から伏見・大坂へと続く奈良街道の西沿いに山科を横切るように寺院が展開している。これは奈良街道を蓮如が近江や大坂などを往復していた道筋であるといえるので、本願寺の影響が浸透していたと考えられる。しかし、寺院が無い地域もあるため山科郷全体としてみた場合は、山科七郷の有力郷民の一部を門徒化することはできたが、山科家や醍醐三寶院といった対抗勢力になりかねない地域を引き入れることはできなかったのである。ただし、山科本願寺は周辺諸国の門徒たちに支えられていたのは勿論のこと、膝下の山科七郷の一部を門徒



○山科本願寺跡 ①西宗寺(海老名・西) ②光照寺(粟津・東) ③真光寺(土橋・西)
④法敬寺(中村・西) ⑤西念寺(中村・東) ⑥明敬寺(中川・西) ⑦安楽寺(佐藤・西)
⑧光久寺(徳田・東) ⑨円光寺(富田・東) ⑩西雲寺(朝倉・東) ⑪万因寺(村上・東)
⑫蓮如墓所 ⑬実如墓所 ⑭証如墓所 ⑮円如墓所
村名は、便宜上近世村落である。寺院名後の()内は住職の姓・現在の宗派名を注記した。尚、近世中期以降成立の山科別院長福寺(東・竹鼻村)、本願寺山科別院舞楽寺(西・東野村)は性格上略す。

図2 山科の真宗寺院分布⁽³⁸⁾

化、あるいは協力的にすることで、七郷の中から有力郷民の坊主化による寺院の成立を招き、さらに発展していくことで、周辺諸国の門徒とともに支えられていたのである。

第3節 山科郷民と朝廷

山科郷民と本願寺との関係については先述のように、山科に本願寺が存在していた文明10年～天文元年(1478～1532)の間は、本願寺寺院の拡大や有力郷民の門徒化などの事実からみて、おおむね良好であったことは間違いないといえる。そして、山科七郷内の門徒化が進んでいくのだが、本願寺の影響を受けて門徒層が多くなった村々も、それまでと変わりなく七郷の寄合に参加し、七郷内で決定が下された一揆などにも参加している。また本章の第1節でも述べているが、明応7年(1498)に細川政元の家臣で山城国守護代である香西元長が入部を企て、それに反対するために七郷は山科家を通じて、禁裏警固役を勤める在所であることから守護代入部の不当を朝廷や幕

山科本願寺に関する一考察

府に訴えている。

このように山科家を通してではあるが朝廷との繋がりを持つ山科七郷は、天文元年8月に山科本願寺が焼き討ちされ、本願寺退去後には細川晴元らの使者より七郷へ協力者を成敗するようにと申し入れられている。⁽³⁹⁾ これは、本願寺側に加担した山科郷民の戦後処理のためであり、この申し入れに対して山科七郷は、山科家を通して朝廷を動かし、次のような奉書を申し受けることを要請している。

山しな七郷御せいはいの事、ふけよりたひ
 へ申され候ほとに、色々おほせわけられ
 候所に、いくへにも御さたあるへき事にて候
 へとも、ゑいりよとしてかたく仰の事にて候
 ほとに、さしもをかれ候はんする、さ候は、
 くわんたい人の事、この御所より御せいはい
 をくはへられ候へのよし申され候事にて候、
 それにつきてふけよりてをいれられ候はぬに
 つきては、郷中としてその内のはん人にて
 も、又さい所にて候へ、けんてうにきとせ
 いはいをくはへ候へきよし仰つけられ候へく
 候、ことにらう人などおほくかへをき候に
 より、一たんくせ事のよし申され候事にて候、
 さやうの事もかたく申つけられ候て、いそき
 あいはらはれ候へく候、又かまへのほりの事
 も、まへの御うけ申候ことく、一はうのふん
 なりとも、いそきへうめ候へは、まつ、
 無事にもなり候やうに候か、このてうへ
 いさ、かもち、候は、くせ事にて候へく候、
 いつれもへ郷中より申候ふん、ことへ
 くおほせと、けられ候うへは、なをへふ
 さたいたし候はぬように、よくへおほせ
 つけられ候へく候、もしへち、いたし候
 は、又たちかえる事にて候へく候、このよ
 しくおほせつけられ候へく候よしおほせ事
 候、かしく。

くらのかみとのへ⁽⁴⁰⁾

すなわち、山科七郷は守護不入の地である権利を守るため、郷内にいる本願寺の協力者に対し厳重な処罰を与えることを約束している。山科郷民の門徒化が進んでいた状況から考えて、郷民の一部が本願寺方として戦っていたことは間違いないといえる。また郷内に残っている浪人などを急ぎ追

い払うよう命じており、この浪人は諸国より山科に集った門徒たちを指していると考えられる。さらに、山科本願寺の防衛設備の撤去も命じており、山科七郷として抵抗の意思を持たないことを示さなくてはならなかった。このことから、細川晴元方の連合軍は、郷民内の門徒たちの規制・圧迫を要求し、山科七郷は戦後処理を受け持つことで、惣郷としての権益をより強固に守りきろうとしていたのである。この一連の事実からみて、本願寺は一部の山科郷民にとって信仰の対象ではあったが、山科七郷としては惣郷の権益を守るために本願寺を切り捨て、朝廷との関係を守るという判断を下した。他の惣郷と違い、山科七郷には朝廷・天皇という強力な切り札を有していることから郷民を結束することができ、山科七郷としての権利を維持することができたのである。

ではなぜ山科七郷が朝廷という存在を基盤として成り立っているのか。朝廷と山科郷民の精神的な結びつきとしてあげられるのは、近世まで連続と続けられていた大般若経の転読である。これは、後小松天皇が郷中へ与えられたもので、大般若経を山科の14カ村の郷士家の持ち回りで、1・5・9月に転読を行なっていた。⁽⁴¹⁾ 中世には岩屋神社で、年3回1・5・9月に行われており⁽⁴²⁾、近世になると三之宮の別当寺妙智院がこれを行なっている。⁽⁴³⁾ この大般若経が郷内に複数あった訳ではないため、中世では山科家の七郷支配の中心地、大宅の岩屋神社で行われていた行事が、近世に引き継がれたと推測するのが妥当であると考えられている。⁽⁴⁴⁾ このように天皇より与えられた大般若経を転読する行事は、山科郷民全体に朝廷との関係を意識させる儀礼であったと考えられる。本願寺がこの地に来たことで、一部の有力郷民の門徒化や寺院が建立されるが、山科七郷という朝廷を基盤とした強力な惣郷の中では、七郷の意思に従わなければならなかった。その例として、元和3年(1617)に後水尾天皇の勅命で、三之宮の別当寺妙智院が造営されると同時に、野村の土橋六郎左衛門と同村理右衛門が宮別当に補任されている。⁽⁴⁵⁾ 野村の土橋氏は蓮如に帰依し、門徒化した郷民の一族であり、本願寺末寺・真光寺を管理していた。近世に入っても有力門徒であることから、実如上人墓所を預かり所持地とし、寛文10

年（1670）には、その土地を本願寺へ寄進し、本願寺からの礼銀を辞退している。⁽⁴⁶⁾このような土橋氏も郷内においては、近世の七郷結末の場であった三之宮の護持を勤めなければならず、仏事と神事を管理していたのである。すなわち本願寺門徒といえども、山科七郷の規制には逆らえず、山科本願寺の存立期間が比較的短期間で終わってしまった一要因であるとも考えられる。

第4章 山科本願寺と寺内町

山科本願寺は三重の土塁と堀で構成された環濠城塞都市で西川幸治氏によると、御影堂や阿弥陀堂など本願寺の中心的堂宇が配置される「御本寺」を第一郭とし、一家衆や坊官が居住していた「内寺内」を第二郭、一般の郷民が居住した「外寺内」を第三郭とした三重構造であり、そして「外寺内」では、商業や手工業が営まれる「寺内町」が形成されていた。⁽⁴⁷⁾また本稿では、山科本願寺は「城」と認識されていたと先述しているが、当時の戦国大名などの居城が「山城」であるのに対して、「平城」で城郭構造が「輪郭式」であることから近代城郭の要素を含んだ先進性や内部に寺内町を有する都市機能を持ち合わせていた。

ここで疑問とされることは、山科の地形が防衛に適していたのかという点である。京都盆地よりもさらに小さい山科盆地は、北陸布教の拠点である吉崎御坊のような湖に囲まれた要害ではなく、三方を山に囲まれている。さらに山科の中央付近に本願寺が建立されていることから、攻められることを当初は想定していなかったのではないかと考えられる。そこで本章では、山科本願寺の造営に関する史料として、蓮如自身が造営の進捗状況などを節目ごとに記した『御文』や『第八祖御物語空善聞書』・『実如上人闍維中陰録』などを、寺内町の様相を記した史料としては『本願寺作法次第』などを取り上げながら、第1節では創建当初の山科本願寺について、第2節では寺内町の様相を述べていく。

第1節 創建当初の山科本願寺

ここでは、『御文』を山科本願寺創建当初の様相を知る史料として取り上げる。『御文』では造

営に関する記述は多数あるが、そのうち堂舎に関する記述は少なく、代表的なものを取り上げると、以下の5点となる。

- A 文明十歳初春下旬之比ヨリ、河内国茨田郡中振郷山本之内出口村里ヨリ、当国宇治郡山科郷之内野村柴之庵ニ、昨日今日ト打過行程ニ、ハヤウラ盆ニモナリニケリ
- B (文明11年) 其後、程へて先新造ニ馬屋ヲツクリ、其年ハ春夏秋冬無機程打暮シヌ。然レハ愚老カ年齢ツモリテ今ハ六十四歳ソカシ。(中略) 其後兎角スル程ニ、正月十六日ニモナリシカハ、春アソヒニヤトテ、林ノ中ニアルヨキ木立ノ松ヲホリテ庭ニウヘ、又地形ノ高下ヲ引ナホシナントシテ、過行ホトニ、三月初比カトヨ、向所ヲ新造ニツクリタテ、其後打ツ、キセ、リ造作ノミニテ、四月初比ヨリ撰州和泉ノ境ニ立置シ古坊ヲトリノホセ、寢殿マネカタニ作りナシケルホトニ、兎角シテ同四月廿八日ニハハヤ柱立ヲハシメテ、昨日今日トスルホトニ、無何八月比ハ如形周備ノ体ニテ、庭マテモ数奇ノ路ナレハ、コトヘクナケレトモ作り立ケレハ⁽⁴⁸⁾
- C (文明12年) 其後ヤカテ二月三日ヨリ事ハシメヲシテ、御影堂之造作ヲ企テツ、其マ、ヒタ造作ニテスキユク程ニ、近内近郷之雑材木ヲアツメヨセ、五日十日ト其覚悟モナク造作セシ間タ、誠ニ法力之不思議ニテアリケルニヤ、既ニ三月廿八日ニハ棟上之祝ヲシテ、番匠方之カウカウ美々敷カリキ。(中略) サル程ニ、造作ハ四月五日ヨリ八月中マテハ日永キアヒタ、番匠手間モサノミ入スシテ、無程出来セリ。⁽⁴⁹⁾
- D 文明十三年正月中ノ十日ニナリヌレハ、已前アツラヘオキシソノ柱ヲ、既ニニナイモチキタレル間、マツ寢殿ノ大門ノ道具幸ニ用意セシムルホトニ、コレヲ当月廿二日ニ柱立ヲサセテ、カリフキヤネヲコシラヘテ、而シテ後二月四日ヨリ阿弥陀堂之事始ヲサセテ、則柱トモヲツクラセ、ソノマ、ウチツ、キ材木ヲ料簡シテ作事スルホトニ、ナニトナク法力不思議ニヨリテ、四月廿八日ニハステニ棟上ヲ企テ、大工番匠方之祝言事畢ヌ。カクテ日ヲヘルマ、ニ、春夏之間ハ日永クシテ作事スル間、ホトナク大概ニ出来セリ。⁽⁵⁰⁾

山科本願寺に関する一考察

E 文明十四年壬寅之春クレハ、正月十五日ト云モホトナク打スキヌ。而間、予年齢ツモリテ、当年ハ六十八歳ニ及侍リヌ。サルホトニ、心中ニオモフヤウ、御影堂大門ノ材木幸ニ用意シテ是ヲ打ツミヨク間、正月十七日ヨリ番匠方ノ事始ヲサセテ作事セシムル間、同廿八日ニハステニ大門之立柱セリ。ソレヨリ相続シテ作事セシムル間、ホトナク出来セリ。而シテ後、阿弥陀堂之橋隠モ柱ヲ用意シテコレヲオク。又阿弥陀堂之四方之柱モ幸ニ兼而ヨリ、コレヲ作りヨク間、同クコレモ立オハリヌ。(中略)而シテ後ハ、愚老カ冬之タキ火所トオモヒテ、四間之小棟ツクリノアリケルヲ、四月七日ノ比ヨリ作りナラシ畢ヌ。ソノノチハ、常屋余ニ軒ヒキクオカシケナル間、去ヌル冬之比ヨリ吉野柱ヲ詛ヲク間、コノ作事ヲハシムルホトニ四月廿一日ニハハヤホトナク出来シテ、本之戸障子ヲソノマ、立合セケルホトニ、同晦日ニハ大概出来セル間、ソノマ、作事ヲハ停止セシメ畢ヌ。⁽⁵¹⁾

これらの『御文』に記されている箇所を、以下にまとめる。

まずAによると、蓮如は文明10年(1478)正月に本願寺再建のため河内国から山科の「柴之庵」に移り住み、そこで山科本願寺の造営に着手している。続いてBによると、文明11年(1479)正月に新しく「馬屋」を建て、3月には「向所」、4月には堺から古坊を移築して「寢殿」を建てたということになる。さらにCでは、文明12年(1480)2月3日より近場で材木を集めて本願寺の中心堂舎である「御影堂」の造営に着手し、8月には完成したと記されている。またDによると、文明13年(1481)正月に「寢殿ノ大門」の造営に着手し、同年2月4日より本願寺のもう1つの中心堂舎である「阿弥陀堂」の造営にも着手した。そしてEによれば、「阿弥陀堂」は翌文明14年(1482)の早い時期に完成していたのである。また文明14年正月から、「御影堂大門」の造営にも着手しており、程なくして出来上がっていることや、その後、「タキ火所」としていた四間の小棟を改築し、さらに「常屋」などの改築も行なっていたと記されている。

このうち、「向所」とは、発音が通じることから綱所(僧綱所)であると思われ、下間氏などの

坊官が執事する寺務所と考えられることや、「寢殿」は現在の「大寢殿」であるとされ、蓮如と門徒たちの対面所また「常所」は、蓮如が日常生活を送った建物とされ、「柴之庵」を改築したものではないかと考えられている。⁽⁵²⁾ これらが蓮如自身により『御文』で記された創建当初の山科本願寺の堂舎である。

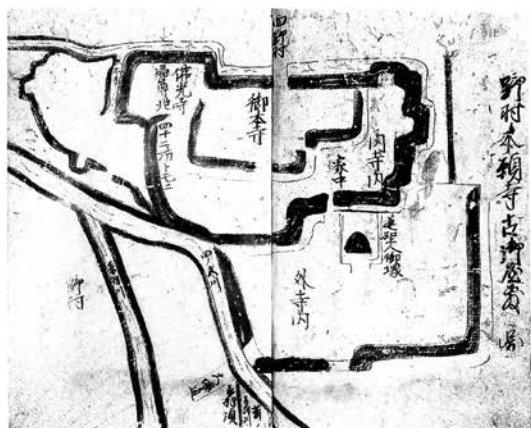


図3 野村本願寺古御屋敷之図⁽⁵³⁾

次に山科本願寺の要である土塁に関して述べていく。図3は、江戸時代初期に作製された原図を元禄2年(1689)に写した山科本願寺の古地図である。この古地図では、御本寺(第一郭)・内寺内(第二郭)・外寺内(第三郭)に土塁が形成されていることが確認できる。では創建当初はどのような形態であったのか、土塁に関する史料は少ないが以下の2点を取り上げる。

F 如此打スキユクホトニ、大門之地形ヲ引タエラケテ、惣而四壁之内東西南北之地形モ不同ナル間、雨フル時ハ水モ順流ニハナカレサル間、諸方之不浄之悪水トモ、ナカレユクヘキ方ナキ間、坊之前ニト、コホル間、ソノシタ、リヲ取ランカタメニ、小ホリヲ南北ニホラセテ、不浄ノ悪水ヲナカシオハリヌ。⁽⁵⁴⁾

G 一、蓮如上人ハ山科ノ御坊ニテ四ヘキヲ御杖ヲツカレ、御坊中御覧アリ。板ヒサシノ端ノ出タリシヲ御杖ニテタ、キ入ラレテ仰ニ、聖人ノ御用ニテ門徒ノ人々ノ志ニテ取立ラレタル坊中也、ヲロカニ思ヘカラス、破レタラン所ヲハ見付次第二カ様ニヲシナラスヘシ、皆御用ノ所ノ物ナリトソ被仰ケル。⁽⁵⁵⁾

この2点は、山科本願寺創建当初の御本寺（第一郭）部分に関する記述であり、御本寺は四壁で囲まれていることとなるが、この四壁が土塁であるのかということに関して、次の史料で重要な記述がみられる。それは、

H（文明10年）サル程ニ、春夏モサリ秋モスキ、冬ニモナリヌレハ、過ニシ炎天ノ比之事ヲ思出テシニ付テモ、万ツ春之比ヨリ冬之比ニ至ルマテ、普請作事ツツ地等ニ至マテ皆々心ロラツクセシ事、于今思出スニミナ夢ソカシ。⁽⁵⁶⁾

というもので、先述したAの続きではあるが、造営に携わった人々を労っている箇所である。ここで注目されるのは、「普請作事ツツ地等ニ至マテ皆々心ロラツクセシ事、」と記述されているところである。「普請」は土木工事、「作事」は建築工事を指して整地や建築が行われていたという事実が述べられているが、「ツツ地」とは何を指しているのかという点である。この「ツツ地」とは「築地」であり、「築地塀」を指していると考えられ、創建当初の記述であることから四壁とは土塁ではなく「築地塀」であったと考えられている。⁽⁵⁷⁾ また『蓮如上人仰条々』には、塀を風雨から守るべく、蓮如自ら修復していることが記述されている。⁽⁵⁸⁾ そして「築地塀」に関する記述には、蓮如が山科に至る前の越前国吉崎や河内国出口の両坊舎の塀に関した史料がある。それは、

I 当国加州ノ門下ノトモカラモ、山ヲクツシマタ柴築地ヲツキナントシ⁽⁵⁹⁾

J 出口殿ツ、ミキレ候。水ハ御堂ナゲシマデアガリ候。舟ヲツイジノウヘヲコギテノ御上洛⁽⁶⁰⁾と記され、築地塀のことを「築地」・「ツイジ」と表している。このことから、蓮如にとって本願寺堂舎は土塁ではなく築地塀で囲むことが自然であったと考えられる。しかし、「築地塀」は後に土塁へと変化しているため、蓮如あるいは実如期において山科本願寺の拡張や本願寺勢力の拡大に伴って、敵対勢力に対応するための防衛整備として土塁や堀が形成されていったのではないかと考えられる。

第2節 寺内町の様相

前節で創建当初の山科本願寺を取り上げたが、最終的な形は図3でみられるような三重構造の環

濠城塞都市であった。この節では、その中の寺内町の様相について述べていく。

まず創建当初から追加造営された堂舎について、『第八祖御物語空善聞書』・『実如上人闇維中隠録』には、以下5点の記事がある。

K 一、三月一日ニハ北殿様へ御出アリ。御亭ニテ北殿様其外御兄弟皆々御座アリテ、御機嫌ニテ御雑談。乗キクケンゲウ色々申上ケリ。⁽⁶¹⁾

L 一、同九日ニ御座ヲ御ウヘヨリ御亭へ御出アリテ、仰ニ、九日ノ日法敬坊ト空善カ、ノ珍ヲメサレテ、久シキナジミナレバ、サゾワガ身ノスガタミタカルラン、ト仰ニテ、法敬坊空善御シン所ノ御ソバニ祇候申テ、何事モカタリ候へ、又ワガ御コエヲモウケタマハリ候へ、ト仰候キ。⁽⁶²⁾

M 一、本尊御亭九間ノ西三間ノ中ニカケ被申候。此間御寝所也。本尊ノ御前トヨリサマ障子ノキワヨリ、間中斗ヲキテ、横ニ頭北面東ニフトンヲシキソノマ、置被申候。⁽⁶³⁾

N 一、時念仏ハ阿弥陀堂ノ前ノ門ムネカトヨリ、内ノ大番屋マテアリハマキワノ内ノ番屋之事也。⁽⁶⁴⁾

O 一、廿日風呂アリ。土呂殿ヨリ御焼候。又寺内七郷ノ風呂ヲモ悉御焼候也。⁽⁶⁵⁾

以上が蓮如あるいは実如によって追加造営された堂舎である。蓮如在世時の『第八祖御物語空善聞書』（K・L）によれば、「御亭」・「御ウヘ（御上）」・「御シン所（御寝所）」の3つの堂舎が、また大永5年（1525）の『実如上人闇維中隠録』（M・N・O）によれば、「御亭」・「御寝所」・「番屋」・「風呂」などの堂舎が建てられていることが確認できる。

このうち、「御亭」は一家衆や坊主衆を饗応した場所であり、「御上」は『御文』でいうところの「常屋」と同一である可能性が高いとされている。また「御寝所」は、蓮如や実如が伏した部屋であり、特別に堂舎の名前が付けられていたと考えられている。その他に「番屋」は四宮川と接する寺内町の南東に建てられ、寺内警固の番衆の詰所であり、「風呂」は、本願寺の「風呂」と「寺内七郷ノ風呂」の2つが存在していたと考えられている。⁽⁶⁶⁾

このように追加造営されて発展したのが図3で

山科本願寺に関する一考察

みられる山科本願寺の全貌であり、『蓮如上人御一期記』では、

明応八三月中旬、安芸法眼御託言可申上トテ、
山科ノ八町ノ町ニ上洛アリシカ共、申次人モ
ナシ⁽⁶⁷⁾

と記されている。寺内では「八町ノ町」が形成されていたと考えられ、『天文日記』にも「八町まち」⁽⁶⁸⁾と記述されていることから裏付けができる。しかし、『蓮如上人御一期記』には「上洛」という単語が後に付けられていることから、少なくとも蓮如在世期に外寺内（第3郭）に郷民が居住する寺内町が形成されていたとは考えられない。また、蓮如が記した『御文』で内寺内（第2郭）・外寺内（第3郭）に触れられた記述がないことから、蓮如在世期には寺内町が形成されていないと考えられる。蓮如が没した明応八年（1499）から実如が没した大永5年（1525）までの間に、内寺内（第2郭）・外寺内（第3郭）までの範囲に町が一気に形成されたと考えられるべきである。

以上のことから、蓮如が没して以降に本格的な山科寺内町が形成されたのである。寺内町の住民については先述したように商業や手工業が営まれていたと指摘されており、これは具体的に『本願寺作法之次第』で、

寺内町の掟を番屋にをさせられ候し、定て今も
所持せられたる人あるへく候歟。其内に（中略）
魚売買なき日（中略）或鐘数など被注候し⁽⁶⁹⁾

一、うつほ字の名号は汨にて書候名号絵師か
所に本御入候。⁽⁷⁰⁾

と記されていることから、魚などを売る商人や絵師などの職人が山科寺内町に居住していたのではないかと考えられる。

おわりに

本稿では、『御文』や『山科家礼記』などの諸史料から、山科本願寺建立までの過程と創建当初の実態、そして本願寺と山科郷民の関わりについてみてきた。寛正の法難によって大谷本願寺を失った蓮如ではあるが、北陸や畿内で布教活動を行うことで、衰えていた本願寺を再興し、土地条件や開発の観点から「洛外」であった山科を「京

都」と捉え、悲願であった本願寺再建を達成するのである。

そして自治意識の強い山科郷民は、山科七郷という独自の自治体組織を活用して朝廷や幕府と交渉するなど、山科郷民にとって利益のないことに対しては積極的に異を唱え、時には一揆を起こすなど山科七郷は農民闘争の活発な地域であった。そうした中で、山科七郷を実質運営するおとな層の一部が蓮如に帰依し、門徒化していくことで本願寺末寺が建立され、野村周辺とほぼ奈良街道の西沿いに教線は広がっていく。これらの郷民たちの支持により、本願寺は山科に定着し、勢力をさらに拡大することができたのである。しかし、七郷内においては、門徒化した郷民も、惣郷が朝廷を中心と設定し、結束を維持していく方向へ進んだため、著しく規制を受けることとなる。これが、50年余りで本願寺が山科から退去することとなる一大要因ともなったと考えられる。

一方、山科本願寺は比較的早くに消滅するにもかかわらず、創建当初から土塁や堀といった防衛整備を整えるとともに寺内町という都市機能を持った先進性のある造りへと変貌していくことで、「山科本願寺は『仏国の如し』」とまで評価される一時代を築いたのである。山科郷民にとって、本願寺は地域を発展させるために必要不可欠な存在であったと捉えられ、たとえ一時といえども利害が一致していたため、彼らが山科本願寺の建立に異を唱えることはなかったのではないかとすべきであろう。

注

- (1) 『経厚法印日記』天文元年9月3日条
- (2) 『二水記』天文元年8月24日条
- (3) 草野顕之『戦国期本願寺教団史の研究』（2004年、法藏館）
- (4) 長沼賢海「蓮如上人に就いて」（『史学雑誌』243・5・6・7・10・11、1913年）
- (5) 田端泰子「戦国期の山科家と山科七郷」（『中世村落の構造と領主制』法政大学出版局、1986年）
- (6) 原田正俊「戦国期の山科郷民と山科本願寺・朝廷」（『寺内町の研究 第二巻』法藏館、

- 1998年)
- (7) 前掲注(3) 23～24頁
- (8) 前掲注(3) 24頁
- (9) 前掲注(3) 28頁
- (10) 『御文』(『真宗史料集成』第2巻「諸文集」255、堅田修、1977年、同朋舎) 317頁
- (11) 『御文』(「諸文集」110) 231頁
- (12) 『蓮如上人一語記』134条(『真宗史料集成』第2巻) 456頁
- (13) 『御文』(「諸文集」127) 252頁
- (14) 前掲注(3) 104～105頁
- (15) 『蓮如上人仰条々』187条(『真宗史料集成』第2巻) 498頁
- (16) 『天正三年記』(『大系真宗史料』伝記編5蓮如伝、2009年、真宗史料刊行会) 6頁
- (17) 『御文』(「諸文集」121) 245頁
- (18) 『御湯殿上日記』(『群書類従』補遺、1986年、続群書類従完成会)
- (19) 牧野信之助「蓮如上人の山科坊占拠について」(『仏教研究』4-1、1923年)
- (20) 橋川正「山科本願寺及其遺跡」(『京都府史蹟勝地調査会報告』7、1926年)
- (21) 前掲注(6) 142頁
- (22) 『掘る・読む・あるくー本願寺と山科二千年ー』(山科本願寺・寺内町研究会2003年、法藏館) 63頁
- (23) 『山科家礼記』応仁2年6月15日条(「史料纂集」『山科家礼記』第1、1967年、続群書類従完成会) 308頁
- (24) 前掲注(6) 144頁
- (25) 『師郷記』享徳3年6月11日条
- (26) 『山科家礼記』長祿元年10月21日～11月6日条
- (27) 『山科家礼記』寛正4年1月16日条
- (28) 『山科家礼記』文明12年11月1日条
- (29) 『山科家礼記』文明9年3月28日条
- (30) 『言国卿記』明応7年11月17日条(「史料纂集」『言国卿記』第6、1978年、続群書類従完成会) 207～208頁
- (31) 前掲注(23) 明応7年11月30日条、214～215頁
- (32) 田端泰子「徳政一揆に関する一考察」(『中世の権力と民衆』、1970年、創元社)
- (33) 前掲注(23) 応仁2年2月5日条、242頁
- (34) 『戦国の寺・城・まち』(山科本願寺・寺内町研究会、2003年、法藏館) 93頁
- (35) 前掲注(34) 92頁
- (36) 前掲注(6) 156～157頁
- (37) 『光照寺文書』(『史料京都の歴史』第11巻、平凡社、1988年)
- (38) 前掲注(6) 155頁
- (39) 『言継卿記』第一 天文元年11月12日条(国書刊行会刊行書、1914年、国立国会図書館デジタルコレクション) 203頁
- (40) 前掲注(39) 204頁
- (41) 前掲注(6) 167頁
- (42) 『山科家礼記』延徳4年1月15日、5月14日、9月14日条
- (43) 前掲注(38) 『土橋文書』、177～178頁
- (44) 前掲注(6) 167頁
- (45) 前掲注(43) 162～163頁
- (46) 前掲注(43) 164頁
- (47) 前掲注(34) 11～13頁
- (48) 『御文』(「諸文集」114) 235～236頁
- (49) 『御文』(「諸文集」117) 239頁
- (50) 『御文』(「諸文集」121) 245頁
- (51) 『御文』(「諸文集」125) 248～249頁
- (52) 前掲注(3) 125頁
- (53) 前掲注(37) 『光照寺藏』
- (54) 『御文』(「諸文集」125) 249頁
- (55) 『蓮如上人仰条々』175条(『真宗史料集成』第2巻) 495頁
- (56) 『御文』(「諸文集」114) 236頁
- (57) 前掲注(3) 135頁
- (58) 『蓮如上人仰条々』205条(『真宗史料集成』第2巻) 502～503頁
- (59) 『御文』(「諸文集」66) 191頁
- (60) 『第八祖御物語空善聞書』43条(『真宗史料集成』第2巻) 426頁
- (61) 『第八祖御物語空善聞書』136条(『真宗史料集成』第2巻) 435頁
- (62) 『第八祖御物語空善聞書』142条(『真宗史料集成』第2巻) 436頁
- (63) 『実如上人闍維中陰録』(『真宗史料集成』第2巻) 765頁
- (64) 前掲注(63) 767頁

山科本願寺に関する一考察

- (65) 前掲注(63) 771 頁
- (66) 前掲注(3) 127～128 頁
- (67) 『蓮如上人御一期記』（『真宗史料集成』第2卷）535 頁
- (68) 『天文日記』天文6年7月12日条
- (69) 『本願寺作法之次第』17条（『真宗史料集成』第2卷）565 頁
- (70) 『本願寺作法之次第』108条（『真宗史料集成』第2卷）577 頁